

社会全体で文化財を支える仕組みについて

市民公益税制PT中間報告書の概要

平成22年1月に政府税制調査会の下に設けられた市民公益税制PTが、同年4月に中間報告を行ったもの。

1. 所得税の税額控除制度の導入

- ・現在、個人が認定NPO法人等に寄附を行った場合、「寄附金額(所得の40%が限度)－2千円」を所得から控除できる(所得控除制度)。
→税額控除方式を導入し、所得控除との選択制とする。その際、寄附金額の一定割合を控除できることとする(所得税額の一定割合までを限度)。

2. 認定NPO法人の認定基準(PST等)の見直し

- ・事業収入が多い法人でもPSTをクリアしやすくなるため、PSTに一定額以上の寄付者の絶対数で判定する基準を導入。

※PST(パブリック・サポート・テスト)

認定NPO法人の認定要件の1つ。経常収入に占める寄附金等の割合が1／5以上であること。

$$\frac{\text{寄附金、国の補助金等、会費}}{\text{寄附金、国の補助金等、会費、事業収入}} \geq \frac{1}{5}$$

3. 地域において活動するNPO法人等の支援 (個人住民税)

○寄附対象団体の拡大

- ・国税庁長官の認定を受けたNPO法人への寄附金については、都道府県又は市区町村が条例に基づき指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除を行うことができる。
→個人住民税の寄附金税額控除について、都道府県及び市区町村が国税庁長官の認定を受けていないNPO法人への寄附金を条例に基づき指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除を行うことができる制度を創設。

○地方団体によるNPO法人支援(ふるさと寄附金の活用)

- ・「ふるさと寄附金」を活用したNPO法人等への支援については、各地方団体が自主的に取り組んでいるところ。
→個人住民税の控除対象寄附金の取扱いを明らかにすることを通じて寄附しやすい環境を整備する(この場合、所得税も同様の扱いとする。)

4. 今後の進め方

- ・平成23年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計を進める。

都道府県・市町村指定文化財等の件数

◆都道府県・市町村による指定・選定文化財の種類別件数

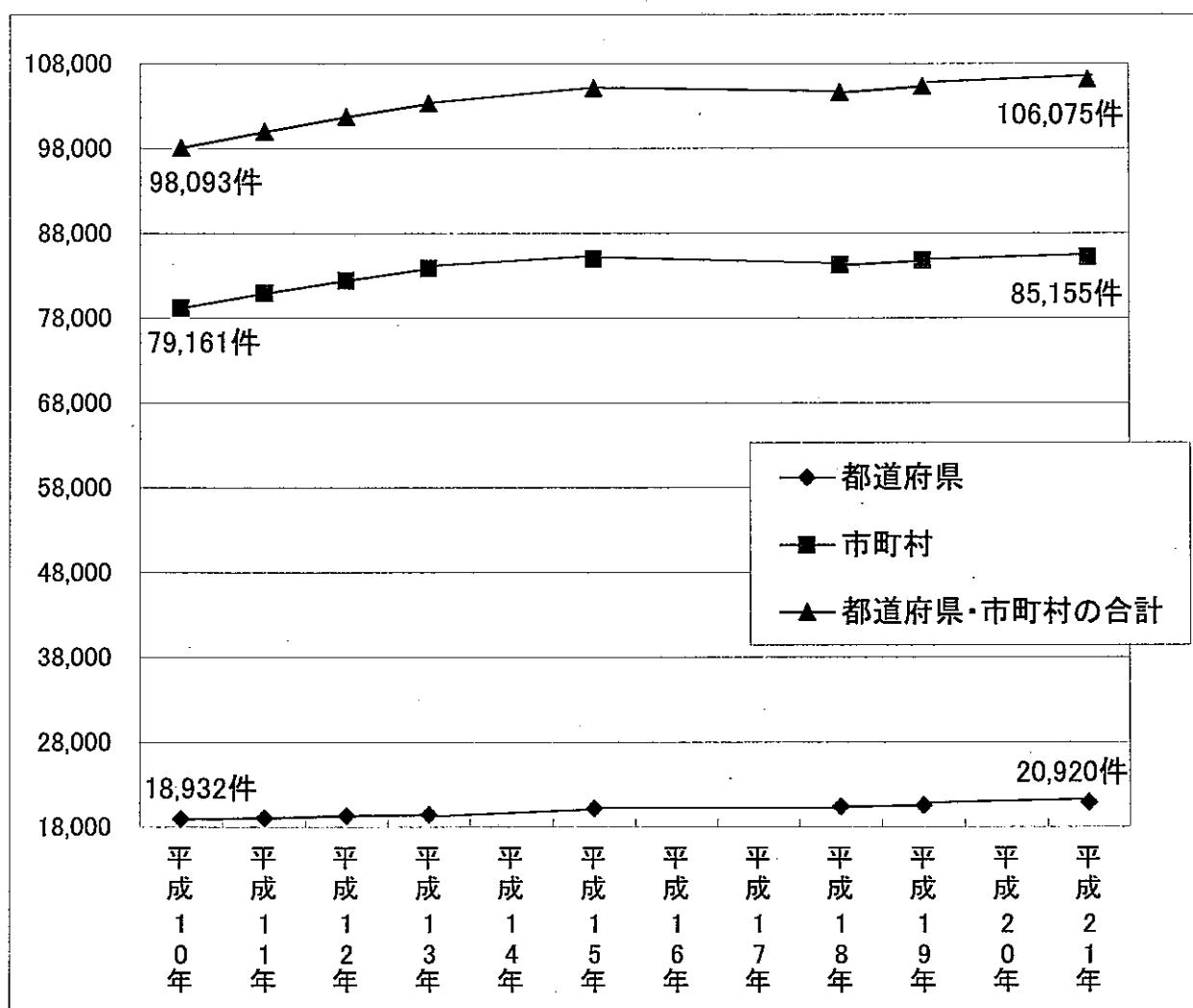
平成21年5月1日現在

| 文化財の種類 | | 都道府県 | 市町村 | 合計 |
|-------------|------------|--------|--------|---------|
| 有形文化財 | 建造物 | 2,394 | 8,815 | 11,209 |
| | 美術工芸品 | 9,802 | 40,448 | 50,250 |
| 無形文化財 | | 170 | 542 | 712 |
| 民俗文化財 | 有形 | 732 | 4,628 | 5,360 |
| | 無形 | 1,596 | 5,993 | 7,589 |
| 記念物（※1） | 遺跡（※2） | 2,949 | 12,730 | 15,679 |
| | 名勝地 | 266 | 863 | 1,129 |
| | 動物・植物・地質鉱物 | 2,967 | 11,099 | 14,066 |
| 文化的景観 | | 5 | 13 | 18 |
| 伝統的建造物群保存地区 | | 1 | 1 | 2 |
| 文化財保存技術 | | 38 | 23 | 61 |
| 計 | | 20,920 | 85,155 | 106,075 |

※1:「遺跡」と「名勝地」、「名勝地」と「動物・植物・地質鉱物」など2つ以上の文化財に指定されているものについてはそれぞれ件数に計上しているので、表の件数と実際の文化財数は一致しません。

※2:「遺跡」に「旧跡」を含みます。

◆都道府県・市町村による指定・選定文化財の件数の推移



※各年5月1日現在。ただし、平成18年は7月1日現在。